

別紙第 2

勸 告

本委員会は、次の事項を実現するため、本県における職員給与と民間給与との較差の解消を図ることを基本として、職員の給与に関する条例（昭和 42 年愛知県条例第 3 号）、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成 13 年愛知県条例第 63 号）、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 14 年愛知県条例第 58 号）及び職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 18 年愛知県条例第 12 号）を改正することを勧告する。

1 改定の内容

(1) 給料表

現行の給料表を人事院が勧告した俸給表に準じて改定すること。

なお、教育職の給料表については、全国人事委員会連合会が作成した教育職参考モデル給料表に準じて改定すること。

また、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第 8 項から第 10 項までの規定による給料の算定基礎となる額については、人事院勧告の内容に準じて算定した額とすること。

(2) 諸手当

ア 住居手当を人事院勧告の内容及び本県の実情を考慮して改定すること。

イ 期末手当・勤勉手当を人事院勧告に準じて改定すること。

2 改定の実施時期等

この改定は、人事院勧告の内容に準じて民間給与と均衡させるための所要の調整措置を講じた上、この改定を実施するための条例の公布の日の属

する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から実施すること。